

集団回収事業における雑がみ回収の実施について

1. 事業目的

近年、古紙のリサイクルについては住民意識の向上により資源回収が進んでいるが、家庭から出された可燃ごみの中には、まだ資源として再生利用できる、「雑がみ」といわれる紙類が約1割程度混ざっている。

そこで、町会・自治会など地域の団体が行っている集団回収事業において、その取り組みを支援して分別意識の向上を図り、ごみの発生抑制とリサイクルを推進する。

2. 事業内容

(1) 雑がみとは

家庭から発生する古紙のうち、新聞・雑誌・ダンボール・紙パック以外の資源としてリサイクルできる紙類のことを言う。

(2) 支援内容

雑がみを回収品目として取り扱う団体に対し、回収実績があった月に協力金として月額1,000円を支給する。また、回収実績に応じて1kgにつき6円の報奨金を併せて支給する。

(3) 実施時期

平成30年9月の回収分から実施する予定。

●雑がみとして回収できるものの例

お菓子や食品類の箱、紙袋、包装紙、封筒など



●回収できないものの例

食べ物で汚れた紙、洗剤などのおいがついた紙、シートなどの感熱紙、複写伝票などのカーボン紙、光沢がある紙など

